

GCL 分散並列実験工房：利用規程

1. GCL 分散並列実験工房は、情報理工学系研究科コンピュータ科学専攻に設置された、分散並列計算機の実験・演習のためのスペースである。
 - a) 東京大学 化学東館 136 号室
 - b) http://www.u-tokyo.ac.jp/campusmap/cam01_06_07_j.html
2. 分散並列実験工房が保有する機材は化学東館 136 室にて保管をしこの規定に基づいて、希望者への貸出を行なう。
3. 化学東館 136 室の外への貸出の対象となる機材は以下の通りである。
 - a) Raspberry pi B+, Raspberry pi 2 の本体およびケース
 - b) Ethernet switch
 - c) Ethernet cable
 - d) USB 充電器、小型 USB 充電器、USB ケーブル
 - e) USB ethernet アダプタ
 - f) micro SD カード
 - g) 有線ルーター
 - h) SD カードリーダー
 - i) USB モバイルバッテリー
 - j) Raspberry pi 用カメラモジュール
 - k) USB 無線 LAN アダプタ
 - l) コンテナボックス
 - m) ディスプレイ切替器、HDMI—HDMI ケーブル、HDMI—DVI ケーブル
 - n) 電源タップ、電源延長ケーブル
 - o) マウス、キーボード
 - p) ワットチェッカー
 - q) ピンセット
4. 3. 以外の機器は原則として化学東館 136 室のなかでのみの利用とする
 - a) ディスプレイ
 - b) ディスプレイケーブル、ディスプレイ用電源ケーブル
 - c) この他 3. 以外の機器
5. 貸出の対象者は優先順位順に以下の通りである。
 - a) GCL コース生、
この工房の機器を利用する GCL 講義の担当教員、

- 講義の補助者および受講生。
- b) 情報理工学系研究科所属の教員および大学院生
情報理工学系研究科の講義ないし演習での利用の場合は担当教員、
講義の補助者および受講生。
 - c) その他 この工房の担当者が相当と認める者

なお a-c で同一順位のもの間では、これらの機器の利用に関して情報理工学系研究科所属の教員の指導を受けている者を優先し、さらに同一順位の場合には利用講習会を受講している者を優先する。それでも同一順位の場合には、総人数の多いグループからの申請を優先する。

6. 貸出申請

貸出を希望する者はこの工房の担当教員まで利用計画書と身分証明書のコピーを提出する。利用計画書は：

- a) 代表者の氏名、所属、連絡先の電話番号および電子メールアドレス
- b) 代表者を含めた利用者の一覧（氏名、所属、学籍番号／身分証明書番号）
- c) 希望貸出期間
- d) 貸出希望機器の一覧
- e) 利用目的および計画の概要
- f) この利用規程を遵守することの誓約と代表者の書名

以上の情報を A4 1 ページ程度でまとめたものとする。別紙「GCL 分散並列実験工房：利用計画書」を使用しても良い。これに加えて情報理工学系研究科の教員にこれら機器の利用に関して指導を受けていることを証明する紹介状を提出しても良い。

7. 利用目的の審査

工房の担当者は、利用目的が機器の損傷の可能性が高い利用目的であるなど適切ではないと認める時には、これら機器の利用を制限できる。

8. 貸出期間

機器の貸出期間は原則として一ヶ月以内とする。

9. 貸出期間の延長

他に希望者がいない場合、3.に準じた利用計画書を再度提出することで貸出期間を延長できる。延長期間は原則として一ヶ月以内とする。

10. 故障、紛失など

貸し出された機器に故障、紛失など問題が発生した場合には、利用者の代表者は速やかに工房の担当者まで連絡をすること。

11. 又貸しの禁止

貸し出された機器を学内外を問わず又貸しすることは、これを禁止する。

12. 営利目的での利用の禁止

貸し出された機器を学内外を問わず営利目的で利用してはならない。ただし、この規程は利用に際する実費の負担を求めることを妨げるものではない。

13. 代表者の責任

利用者の代表者は、その他の利用者はこの規程を遵守させること。

14. 法令および東京大学の規程の遵守

機器の利用に際して関連法令及び東京大学の関連規程を遵守すること。